

# 大分県報

平成二十八年  
第二八四二号  
十二月二十六日

（月曜日）

## 目次

### 告示

- 一 県営土地改良事業計画変更の概要の縦覧（二件）……………
- 二 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………
- 三 大分県公共工事請負契約約款の一部改正……………
- 三 大分県土木設計業務等委託契約約款の一部改正……………
- 三 大分県建築設計業務等委託契約約款の一部改正……………
- 三 大分海区漁業調整委員会告示……………
- 四 寶石さんごの採捕禁止……………
- 四 県営土地改良事業の工事の完了……………

## ○告示

### 大分県告示第六百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更するので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、次のとおり変更後の県営土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

なお、変更後の県営土地改良事業の計画の概要に意見のあるものは、縦覧期間満了の日までに知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年十二月二十六日

大分県知事 広瀬 貞

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営中山間地域総合整備事業

荻地区

平二八・一二・二六から

竹田市役所

（農業用排水施設整備）

（高練木工区）

平二九・一・一六まで

### 大分県告示第六百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更するので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、次のとおり変更後の県営土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

なお、変更後の県営土地改良事業の計画の概要に意見のあるものは、縦覧期間満了の日までに知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年十二月二十六日

大分県知事 広瀬 貞

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営中山間地域総合整備事業  
（農道整備）

荻二期地区

平二八・一二・二六から  
平二九・一・一六まで

竹田市役所

### 大分県告示第六百三十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

平成二十八年十二月二十六日

大分県知事 広瀬 貞

指定区域の名

市町村

大字

字

所

在

地

番

塩屋崎

杵築市

大内

辰ヶ鼻

所

在

地

番

四七〇〇番、四七〇一番一、四七〇一番二、四七一一番一から四七一一番六まで、四七二一番、四七二一番二、四七二一番三、四七二一番一、四七二一番二、四七二一番三、四七二一番四及び四七二一番一から四七二一番三まで  
四七三八番二、四七三八番三、四七三九番一、四七三九番二、四七四〇番、四七四二番二、四七六三番四の一部（標柱一号から三号までを順次結んだ線の南側の部分）、四八五八番一の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）及び四八五九番一の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）

白濁	三九一四番一から三九一四番三まで、三九一六番一、三九一六番四、三九一六番五、三九一九番、三九二九番一の一部(標柱二号と三号を結んだ線の北側の部分)、三九二九番二の一部(標柱二号と三号を結んだ線の北側の部分)、三九三〇番、四〇三五番の一部(標柱一九号と二〇号を結んだ線の西側の部分)、四〇三六番の一部(標柱一九号と二〇号を結んだ線の西側の部分)、四〇三七番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分)、四〇三八番の一部(標柱一九号と二〇号を結んだ線の西側の部分)、四〇三九番一、四〇三九番二、四〇四〇番一から四〇四〇番四まで、四〇四一番一及び四〇四一番二																					
上角西	九四九番の一部(標柱一号から三号までを順次結んだ線の東側の部分)、九五一番一の一部(標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分)、九五二番一、九五三番一の一部(標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分)及び九五四番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分)																					
朝見	四四二九番の一部(標柱五号と六号を結んだ線の西側の部分)、四四三〇番、四四三四番一、四四三四番二、四四三五番、四四三六番、四四三七番一、四四三八番、四四三九番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分)、四四四一番、四四四二番、四四四八番、四四五〇番、四四五一番、四四五九番一、四四六〇番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分)及び四四六二番一の一部(標柱二号から四号までを順次結んだ線の南側の部分)																					
井ノ尻	九〇番三、九〇番七、九〇番二〇、二〇五番一、二〇五番七、二〇七番三、二〇七番四、二〇七番六、二〇八番四、二〇八番一、二〇九番一の一部(標柱三号と四号を結んだ線の西側の部分)、二一〇番一の一部(標柱三号と四号を結んだ線の西側の部分)、二一一番一、二一一番二、二一二番、二一三番四、二一三番五、二一三番八、二一四番一、二一四番三から二一四番五まで、二一五番一、二一五番三、二一五番五、二一五番六、二一五番八、二一八番一、二一八番三、二一九番、二二一番一の一部(標柱一号から三号までを順次結んだ線の西側の部分)、二二二番の一部(標柱一号から三号までを順次結んだ線の西側の部分)、二二五番一の一部(標柱三号と四号を結んだ線の西側の部分)、二二五番二、二二六番の一部(標柱二号から四号までを順次結んだ線の西側の部分)及び二二七番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の西側の部分)																					
<table border="1"> <tr> <td>上百合</td> <td>峠道上</td> <td>四五七九番の一部(標柱六号から八号までを順次結んだ線の北側の部分)及び四五八〇番の一部(標柱八号と九号を結んだ線の北側の部分)</td> </tr> <tr> <td>中津市</td> <td>駄廻</td> <td>四五八一番一の一部(標柱六号と七号を結んだ線の西側の部分)及び四五八一番二の一部(標柱七号から九号までを順次結んだ線の北側の部分)</td> </tr> <tr> <td>耶馬溪</td> <td>上百合</td> <td>四六二八番一、四六二九番一、四六三六番一、四六三六番二、四六三九番一、四六四〇番一、四六四一番一、四六四二番一、四六四二番二及び四六四三番</td> </tr> <tr> <td>山移</td> <td>宮山</td> <td>四六五五番の一部(標柱二号から五号までを順次結んだ線の西側の部分)及び四六五六番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上ノ山</td> <td>四六七六番の一部(標柱一号から三号までを順次結んだ線の南側の部分)及び四六七七番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の西側の部分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>弦畑</td> <td>四六七八番、四六七九番、四六八〇番一、四六八〇番二及び四六八一番</td> </tr> <tr> <td></td> <td>前田</td> <td>四七三七番の一部(標柱八号と九号を結んだ線の北側の部分)</td> </tr> </table>	上百合	峠道上	四五七九番の一部(標柱六号から八号までを順次結んだ線の北側の部分)及び四五八〇番の一部(標柱八号と九号を結んだ線の北側の部分)	中津市	駄廻	四五八一番一の一部(標柱六号と七号を結んだ線の西側の部分)及び四五八一番二の一部(標柱七号から九号までを順次結んだ線の北側の部分)	耶馬溪	上百合	四六二八番一、四六二九番一、四六三六番一、四六三六番二、四六三九番一、四六四〇番一、四六四一番一、四六四二番一、四六四二番二及び四六四三番	山移	宮山	四六五五番の一部(標柱二号から五号までを順次結んだ線の西側の部分)及び四六五六番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分)		上ノ山	四六七六番の一部(標柱一号から三号までを順次結んだ線の南側の部分)及び四六七七番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の西側の部分)		弦畑	四六七八番、四六七九番、四六八〇番一、四六八〇番二及び四六八一番		前田	四七三七番の一部(標柱八号と九号を結んだ線の北側の部分)	<p>これらの土地に伴う国有地等無番地の全部</p> <p>大分県告示第六百三十八号</p> <p>大分県公共工事請負契約約款(平成二十三年大分県告示第三百十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>平成二十八年十二月二十六日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>第六条第二項中「第四十八条第一項第六号イ」を「第四十八条第六号イ」に改める。</p> <p>第四十七条第一項中「次条第一項各号」を「次条各号」に改める。</p> <p>第四十八条第二項及び第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。</p> <p>第四十八条の二 次各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の十分の一に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>一 前条の規定によりこの契約が解除された場合</p> <p>二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合</p>
上百合	峠道上	四五七九番の一部(標柱六号から八号までを順次結んだ線の北側の部分)及び四五八〇番の一部(標柱八号と九号を結んだ線の北側の部分)																				
中津市	駄廻	四五八一番一の一部(標柱六号と七号を結んだ線の西側の部分)及び四五八一番二の一部(標柱七号から九号までを順次結んだ線の北側の部分)																				
耶馬溪	上百合	四六二八番一、四六二九番一、四六三六番一、四六三六番二、四六三九番一、四六四〇番一、四六四一番一、四六四二番一、四六四二番二及び四六四三番																				
山移	宮山	四六五五番の一部(標柱二号から五号までを順次結んだ線の西側の部分)及び四六五六番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分)																				
	上ノ山	四六七六番の一部(標柱一号から三号までを順次結んだ線の南側の部分)及び四六七七番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の西側の部分)																				
	弦畑	四六七八番、四六七九番、四六八〇番一、四六八〇番二及び四六八一番																				
	前田	四七三七番の一部(標柱八号と九号を結んだ線の北側の部分)																				

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成十一年法律第二十五号）の規定により選任された再生債務者等

3 第一項の場合（前条第六号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第四条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第一項の違約金に充当することができる。

第五十条第一項中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改める。

第五十二条第三項及び第八項中「第四十八条」の下に、「第四十八条の二第二項」を加える。

#### 附則

この告示は、公示の日から施行する。

#### 大分県告示第六百三十九号

大分県土木設計業務等委託契約約款（平成二十三年大分県告示第三百十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

本則中「支払い」を「支払」に改める。

第四十二条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条の次に次の一条を加える。

（契約が解除された場合等の違約金）

第四十二条の二 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の十分の一に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条第一項の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者とその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成十一年法律第二十五号）の規定により選任された再生債務者等

3 第一項の場合（前条第一項第六号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第四条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第一項の違約金に充当することができる。

第四十六条第一項、第二項、第五項第一号及び第七項中「第四十二条第一項」の下に、「第四十二条の二第二項」を加え、「第四十二条第四項」を「第四十二条第二項」に改める。

#### 附則

この告示は、公示の日から施行する。

#### 大分県告示第六百四十号

大分県建築設計業務等委託契約約款（平成二十三年大分県告示第五百七十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第四十七条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条の次に次の一条を加える。

（契約が解除された場合等の違約金）

第四十七条の二 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の十分の一に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条第一項の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者とその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成十六年法律

第七十五号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により選任された再生債務者等

3 第一項の場合（前条第一項第六号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第四条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第一項の違約金に充当することができる。

第五十一条第一項、第二項、第五項第一号及び第七項中「第四十七条第一項」の下に「第四十七条の第二項」を加え、「第四十七条第四項」を「第四十七条第二項」に改める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

○大分海区漁業調整委員会告示

大分海区漁業調整委員会告示第十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、大分海区における宝石さんごの採捕を禁止する。

ただし、大分海区漁業調整委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

平成二十八年十二月二十六日

大分海区漁業調整委員会会長 内 田 健

（定義）

一 この指示において「宝石さんご」とは、アカサング、モモイロサング及びシロサングの生体及び死骸をいう。

（禁止区域）

二 大分県海域

（承認の対象者）

三 承認の対象となる者は、宝石さんごに係る試験研究を実施しようとする者とする。

（承認証の交付）

四 大分海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付する。

（承認証の携帯義務）

五 承認を受けた者は、宝石さんごを採捕するときには、四の承認証を携帯しなければならない。

（承認の制限、条件の変更又は採捕の停止）

六 委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を変更し、又は採捕の停止を指示することができる。

（承認の取消し）

七 委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

（譲渡又は販売の禁止）

八 承認を受けた者は、採捕した宝石さんごを譲渡又は販売してはならない。

（意図しない混獲等による宝石さんごの所持又は販売の禁止）

九 承認を受けないで採捕した宝石さんごの所持又は販売をしてはならない。

（採捕報告書の提出）

十 承認を受けた者は、採捕の結果について採捕期間終了後一月以内に委員会に報告しなければならない。

（取扱要領）

十一 この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱については、委員会が別に定める。

（指示の有効期間）

十二 この指示の有効期間は、平成二十九年一月一日から同年十二月三十一日までとする。

○公 告

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。

平成二十八年十二月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名

着手年月日

完了年月日

県営ため池等整備事業

（萩原池地区）

平二五・八・二一

平二八・三・一五